			イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375
			AG 令5 ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00474
			イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499
			AG 令6 ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00705
			イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828
111	港湾費	港湾における外郭施設の延長	算式 $\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令6} (C_n \times D_n)}{5{,}200\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 55 年度までの各年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債並びに平成 11 年度において「平成 11 年度国の公共事業等予備費の使用に係る地方債の取扱いについて（平成 11 年 9 月 29 日付け自治地第 159 号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「経済新生対策等に係る地方債の取扱いについて（平成 11 年 12 月 14 日付け自治地第 190 号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成 11 年度補正予算債」という。）、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事

			イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375
			AG 令5 ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00474
			イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499
111	港湾費	港湾における外郭施設の延長	算式 $\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=16}^{令5} (C_n \times D_n)}{5{,}200\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 55 年度までの各年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、昭和 62 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画